

サンプル

年に1回発行する大切な書類ですので、大切に保管してください。

令和7年7月8日

柏市立〇〇〇学校

1年 1組

柏 太郎 さんの保護者 様

柏市長 太 田 和 美

学校給食費徴収額決定のお知らせ（通知）

令和7年度の学校給食費を次のとおり決定しましたので、お知らせします。徴収額や納付期限が記載されていますのでご確認ください。

1 対象者名（児童・生徒・職員名）

柏 太郎

きょうだいがいる場合は、各児童生徒ごとに発行します。

2 お支払いいただく方（学校給食費負担者）

柏 花子

・令和7年度から年間に発生する給食費を9期に分けて徴収します（第1期は4・5月分相当、第2期は6月分相当額です）。

3 納付期限及び徴収額

期別	①納付期限 (口座振替日)	② 徴収額 ※
第1期	7月20日	11,400
第2期	8月20日	5,700
第3期	9月20日	5,700
第4期	10月20日	5,700
第5期	11月20日	5,700
第6期	12月20日	5,700
第7期	1月20日	5,700
第8期	2月20日	5,700
第9期	3月20日	10,188
年間合計		③ 61,488

給食回数： ④ 183

※徴収額の補足説明

●減免・補助について

【生活保護制度】

この制度の対象者は、徴収額の欄に金額が表示されていても、原則として、柏市の生活支援課が代理納付します。

【就学援助制度】

この制度の対象者は、徴収額の欄に金額が表示されていても、給食費は徴収されません。

【特別支援教育就学奨励費制度】

この制度の対象者は、一旦給食費をお支払いいただき、後日返金します。

【第3子以降無償化制度】

この制度を申請された方は、現在審査中のため、一時的に給食費の徴収を停止しています。審査の結果、否認定となった方は、別途給食費を徴収します。

●食物アレルギーについて

アレルギー等によって牛乳を停止している場合の徴収額は、牛乳代を減額した額になっています。

●第9期の徴収額について

第9期には、年間徴収額と、第1～8期までに徴収済み額の、差額を徴収します。

4 徴収方法

給食費は、届出のあった金融機関の口座から引き落としを行います。

口座振替の登録がお済みでない方には、別途、納付方法をお知らせします。

金融機関の口座や納付方法が不明な場合は、学校給食費徴収コールセンター（株式会社フューチャーイン：052-732-8733）までご連絡ください。

・①口座振替日②毎月の徴収額です。残高不足にならないようにご注意ください。

・③年間合計額は、給食の1食単価×④の給食回数で計算されています

・④年度当初の給食予定回数です。給食回数が変更になった場合は、年間徴収額も変更となるため、原則として第9期の徴収額で調整します。

問い合わせ先

柏市教育委員会 学校給食課

TEL 04-7191-7376